



® 平成30年10月5日(金)
No. 14787 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆「さくらツール」への「AI・データ契約
ガイドライン」の導入の試み…………… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (10)

「さくらツール」への「AI・データ契約 ガイドライン」の導入の試み

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 小島 諒万
弁護士・弁理士 岩瀬 吉和

1. はじめに

文部科学省は、産学官連携活動の推進及び大学等と企業の共同研究成果が社会実装に繋がる可能性を高めることを目的として、平成28年度の「大学等における知的財産マネジメント事例に学ぶ共同研究等成果の取扱いの在り方に関する調査研究」事業において、大学等と企業が1対1で行う個別型共同研究の

契約についての11種類のモデル契約とモデル選択にあたっての考慮要素から成るツール(「個別型さくらツール」¹⁾)を、続いて平成29年度の「オープン&クローズ戦略時代の共同研究における成果取扱いの在り方に関する調査」事業(「文科省平成29年度事業」)において、複数の大学等や民間企業が参画したコンソーシアム型共同研究の契約についての5類型

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

のモデル契約とモデル選択にあたっての考慮要素から成るツール(「コンソーシアム型さくらツール」²⁾)を策定している。文科省平成29年度事業の報告書においては、共同研究におけるデータの取扱いについての考え方に言及するとともに、データの取扱いに関する規定を持たなかった「個別型さくらツール」についても、データの取扱いに関する規定をモデル契約に追加する改訂を行っている。これらの「さくらツール」におけるデータの取扱いに関する考え方には、経済産業省が平成29年5月に公表した「データの利用権限に関する契約ガイドラインVer1.0」³(「平成29年経産省ガイドライン」)が適宜参考にされている。

他方、経済産業省からは、平成30年6月15日に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」⁴(「AI・データ契約ガイドライン」)が公表されている。当該ガイドラインは、「データ編」と「AI編」から成り、それぞれにつき、本編のほか、モデル契約書案、作業部会で検討した実際のユースケース集から構成されている。このうち「データ編」だけでも170頁を超え、データ契約を検討するに当たっての法的な基礎知識やデータ契約の類型ごとの論点等が整理されるなど、上記平成29年経産省ガイドラインと比較して一層充実した内容となっている。

そこで、本稿においては、「AI・データ契約ガイドライン」のうち「データ編」(「データ契約ガイドライン」)の契約条項例等を概観した上で、「さくらツール」策定後に公表された同ガイドラインの考え方を「さくらツール」のモデル契約の枠組みの中で大学等と企業の共同研究に導入していくために、同ガイドラインにおいて示された契約条項例を「さくらツール」のモデル契約に組み入れる一例を示す。なお、紙面の関係上、後述するように契約条項例の示されていない「データ共用型(プラットフォーム型)」のデータ契約については、軽く触れるにとどめる。

2. 「データ契約ガイドライン」の概要

(1) 「データ契約ガイドライン」の構成

「データ契約ガイドライン」は、①データ契約を検討するにあたっての前提となる法的な基礎知識の説明(同ガイドライン第3)、②後述する「デー

タ提供型」、「データ創出型」、「データ共用型(プラットフォーム型)」という各契約類型についての説明(同ガイドライン第4～第6)、③このうち「データ提供型」と「データ創出型」に関して主な契約条項例⁵(同ガイドライン第7)から成り、さらに、④別添1では産業分野別のデータ利活用事例を紹介し、⑤別添2では作業部会において検討対象となったユースケースごとにデータ契約の在り方をめぐる論点につき説明がなされている。

(2) 「データ契約ガイドライン」とデータの「利用権限」

各契約類型の具体的内容について述べる前に、「データ契約ガイドライン」がデータをどのように法的に位置づけているかを簡潔に整理する。この点、同ガイドラインは、「著作権等の知的財産権が発生する場合は別として、わが国の現行法上、データに所有権その他の物権的な権利を観念することはできない。」(同ガイドライン第3の1(2))と述べており、データに関する権利は、無関係な第三者に対しても通用可能な排他的な権利ではなく、契約当事者間で一方の当事者が他の当事者に対してデータの「利用権限」を主張することができる債権的な地位として取り扱われる⁶。

「データ契約ガイドライン」は、データの「利用権限」の内容について、総論的な定義付けは行っておらず、「データ提供型」契約に関する解説の中で「データの『利用権限』とは、データの利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約に基づいて発生する権利を自由に行使できる権限のことを意味する。」と述べるにとどまる(同ガイドライン第4の1(1))。また、「データ提供型」契約及び「データ創出型」契約のいずれの契約条項例においても「利用権限」の定義規定は設けていない。このように、同ガイドライン上は、当事者が有するデータの「利用権限」の内容は、契約当事者が、利用目的、第三者提供(譲渡又は利用許諾)の可否、加工等の可否等の観点⁷から、契約の中で具現化すべきものとして整理されている⁸。そのため、特許権や著作権のように、当該権利がどの当事者に